

～福祉医療制度のご案内～



二次元コードから安中市のホームページへアクセスできます！

安中市役所 国保年金課（本庁）
住民福祉課（松井田支所）

安中市ではつぎの人について、保険診療の一部負担金（他の公費負担制度：特定医療、自立支援医療などの利用を除く医療費の自己負担額）を助成する、福祉医療制度を実施しています。

この制度を利用するには、事前に申請が必要です。

資格要件・申請について

※資格要件は安中市の場合です。他市区町村では要件や制度が異なる場合があります。

対 象 者	資 格 要 件	申 請 に 必 要 な も の
子 ども	●18歳の年度末までの子ども（令和4年12月31日までは15歳の年度末まで、ただし拡大対象者について令和5年1月から令和5年3月の間は入院に係る自己負担分のみ助成対象）	《 共 通 》 ・対象者の健康保険情報 ☆1が確認できる書類（※1） ・前市町村発行の交付状況証明書（県内他市町村から転入した場合） ・来庁者の本人確認ができるもの（免許証など） ・外国人は在留カード
重度心身障害者 ・ 高齢重度心身障害者（※2）	所得が基準額未満（※3） ・本人：約360万円 ・同世帯の配偶者及び扶養義務者：約628万円 ●身体障害者手帳（1、2、3級） ●療育手帳（A、B1） ●障害基礎年金（1、2級）※厚生年金は新法の人のみ ●特別児童扶養手当（1、2級）	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・年金証書（※4） ・所得課税証明書等（※5） ・特別児童扶養手当受給証明書 ・障害の等級や有期を証明する書類
母子・父子家庭の親と子ども	●18歳未満（18歳の年度末まで）の子どもを現に扶養している、配偶者のいない保護者とその子ども	・福祉医療費受給資格者証（資格がある人のみ） ・母子・父子家庭等を証明する書類（※6） ・所得課税証明書等（※5）

（※1）健康保険情報が確認できる書類：有効期限内の健康保険証、マイナポータルの健康保険資格情報画面を印刷したもの、資格情報のお知らせ、資格確認書など

（※2）高齢重度心身障害者は、後期高齢者医療制度に加入する人が対象となります。

（※3）扶養親族等の人数によって基準額が異なるためお問い合わせください。

（※4）次回診断書提出年月がわかるもの（支給額変更通知書・次回の診断書提出について（お知らせ））をお持ちの場合は、年金証書と併せてお持ちください。

（※5）所得額と控除額がわかる証明書または非課税証明書
証明書が不要な場合もありますので、取得される前に必ずご相談ください。

（※6）母子・父子家庭等を証明する書類についてはお問い合わせください。

福祉医療制度は申請した日以降の認定となります。

（一部を除き、原則遡って認定とはなりません。）

申請を希望する人は、お早めにご相談ください。



福祉医療費受給資格者証について

資格取得者には、「福祉医療費受給資格者証（ピンク色のカード。以下：受給者証）」が交付されます。ご使用の際は、下記のことにご注意ください。

★受給者証だけでは保険診療として受診できません。

必ずマイナ保険証などと一緒に病院の窓口へご提示ください。

★受給者証の裏面をよくお読み下さい。

裏面には必要な手続き等の注意事項が記載されています。必ずご確認ください。

ご利用ください

群馬こども 救急相談

夜間や休日の子どもの急な病気やケガ…。病院に連れて行くべきかどうか、悩んだりしたことはありませんか？

そんなときは「群馬こども救急相談」に相談してください。保健師や看護師がおさんの症状などを電話でお聞きし、アドバイスいたします。

電話番号 #8000

*IP電話、ダイヤル回線等をご利用の方は03-3839-0886へおかけください。

月～土：午後7時～午前0時
日・祝日：午前9時～午前0時
年末年始

県庁医療課

利用方法について

① 群馬県内の医療機関でかかる場合・・・《現物給付》

マイナ保険証などと受給者証を医療機関の窓口へ提示することで、自己負担分（１、２、３割分）が実質無料になります。

- ② ・県外の医療機関でかかった場合（県外は受給者証が使えません）
 ・県内の医療機関を受給者証未提示で受診し、自己負担した場合
 ・７０歳以降に資格取得した人の取得月（受給者証の有効期間が翌月１日からの場合）
 ・入院時など限度額適用認定証を未提示で受診し、自己負担した場合

《償還払》

※申請に必要ですので、必ず領収書を保管しておいてください。

保険診療の自己負担分を支払った後、市役所で償還払の申請をしてください。
 領収書の精査や高額療養費の支給確認後に口座振込にて支給します。
 支給までには時間がかかります。

【 償還払の申請に必要なもの 】

- 健康保険情報^{★１}が確認できる書類（※１） ・ 受給者証 ・ 振込先がわかるもの（通帳等）
- 来庁者の本人確認ができるもの（免許証など）
- 領収書（患者名、保険点数、負担金額、医療機関の名称や所在、受診日、領収印が明記されているもの）
- 保険者からの支給決定通知書（１０割負担した場合や、高額療養費などの支給があった場合）
- はんこ（限度額適用認定証を未提示で受診し、自己負担した場合）

③ 助成対象外（無料にならないもの）

【 保険診療以外のもの等（一例） 】

- 健康診断料 ・ 人間ドックの費用 ・ 薬の容器代 ・ 診断書などの文書作成料 ・ 予防接種 ・ 保険のきかない歯科の治療
- 選定療養費（紹介状無く受診した２００床以上の病院の初再診料や時間外診療、先発医薬品を希望した場合など）
- 治療用装具の代金のうち、基準額を超えた分
- 入院時の個室料や差額ベッド代、その他雑費（電気・テレビ代、洗濯代、オムツ代、衣類代、タオル代 など）
- ６５歳以上の人が療養病床に入院した場合の、食費及び居住費（生活療養費）
- （高齢）重度心身障害者の資格で、入院したときの食事代
 （医療機関窓口において、標準負担額減額認定についての証の提示または電子的に確認された場合を除く）

こんなときは届出が必要です

住所や被保険者資格が変わったときは必ず届出を！

必 要 な 場 合		手続きに必要なもの	
資格変更	●被保険者資格が変わったとき（会社名や記号・番号が変わったとき）	●新しい健康保険情報 ^{☆1} が確認できる書類（※1）	《 共 通 》 ● 受給者証
	●市内で住所が変わったとき（市内転居）		
	●氏名が変わったとき		
資格喪失	●市外へ住所が変わるとき（転出）		● 対象者の健康保険情報 ^{☆1} が確認できる書類（※1） ● 来庁者の本人確認ができるもの（免許証など）
	●亡くなったとき		
	●生活保護を受けるようになったとき	●保護開始決定通知書	
	●結婚(事実婚)が決まったとき（母子・父子資格の人）		
その他	●受給者証を紛失・損壊したとき（再交付）		（☆1）手続きに必要な健康保険情報…【加入保険者番号、加入保険名、記号・番号、被保険者名、資格取得日（加入日、資格認定日等）】 （※1）健康保険情報が確認できる書類：有効期限内の健康保険証、マイナポータルの健康保険資格情報画面を印刷したもの、資格情報のお知らせ、資格確認書など
	●身体障害者手帳、療育手帳、障害年金などの資格に変更があったとき（資格要件変更）	●身体障害者手帳など資格認定の根拠となるもの	
	●高額療養費（付加給付）の支給を受けたとき（安中市へ返還が必要な場合があります）	※お問合せください	
	●スポーツ保険の支給を受けたとき（安中市へ返還が必要な場合があります）		
	●交通事故で受診するとき（第三者行為被害届）		
	●同一世帯の人が転出・転入・転居・出生・死亡等したとき（重度心身障害者・高齢重度心身障害者資格の人）		

受給者証の書替え・有効期限

令和6年12月2日現在

区分	受給者証の有効期間	受給者証更新手続きの有無について	
子ども	● 18歳の年度末（高校生世代まで）	なし	●原則ありません。
		あり	●外国人は在留カードの更新により手続きが必要です。（更新が必要な人へ案内を送付します。）
重度心身	● 毎年7月31日まで	一部あり	●8月以降も受給資格を認定できる人は、自動更新された受給者証を郵送します。（以後、毎年8月1日更新となります。） ●所得に関する手続きが必要な場合があります。
	● 65歳の誕生日の前日まで ● 75歳の誕生日の前日まで	あり	●更新には申請が必要なため案内を送付します。
	● 原則資格要件の有効期間まで （資格要件に再認定が必要な人）		●更新には申請が必要なため案内を送付します。 （なお、事前に「資格要件」の更新が必要です。）
高齢重度	● 毎年7月31日まで	一部あり	●8月以降も受給資格を認定できる人は、自動更新された受給者証を郵送します。（以後、毎年8月1日更新となります。） ●所得に関する手続きが必要な場合があります。
	● 原則資格要件の有効期間まで （資格要件に再認定が必要な人）	あり	●更新には申請が必要なため案内を送付します。 （なお、事前に「資格要件」の更新が必要です。）
母子・父子	● 毎年7月31日まで ● 子ども（多子の場合は末子）が18歳になる年度末（3月31日まで）	あり	●更新には申請が必要なため、毎年7月中旬ごろに保護者へ案内を送付します。

万が一の際に必ずおこなってください

●入院するときや医療機関から案内があったときは「限度額適用認定証^{☆2}」を必ずご用意ください。

資格確認書などと受給者証と限度額適用認定証^{☆2}を医療機関の窓口で提示しないと、自己負担が生じる場合があります。

（☆2） 限度額適用区分が確認できるもの（限度額適用認定証、区分確認の同意をしたマイナ保険証、限度額適用区分の記載された資格確認書等）

詳細は、保険者へ確認してください。

※ 社会保険等に加入の人で、被保険者の住民税が非課税の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。申請には非課税証明書（有料）の添付やマイナンバーの記載が必要となる場合がありますので、申請前に必ず保険者へ確認してください。（主に4月～7月受診分は前年度、8月～3月までは当年度の非課税証明書となります。）

※ （高齢）重度心身障害者の人は限度額適用・標準負担額減額認定について医療機関窓口へ提示しなかった場合、入院時の食事代は自己負担となります。なお、65歳以上の人で療養病床に入院した場合は、食事代及び居住費が自己負担となります。

●保険適用となる治療用装具を作成したときは申請をしてください。

医師の指示により治療用装具（コルセットや小児弱視等の治療用眼鏡など）を作成した場合は、一度費用を全額支払い、下記の方法で療養費の申請をしてください。

◆安中市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人

下記【申請に必要なもの】をご用意のうえ、市役所へ申請してください。

※「領収書とその明細」及び「医師の指示書」はコピーしたものではなく原本をお持ちください。

【申請に必要なもの】

- ・領収書とその明細（患者名、領収金額、領収書発行もとの名称、所在、領収印等が明記されているもの）
- ・医師の指示書・健康保険情報^{☆1}が確認できる書類（※1）・受給者証・振込先がわかるもの（通帳等）
- ・来庁者の本人確認ができるもの（免許証など）

◆その他の保険（社会保険など）に加入している人

- ① 「領収書とその明細」及び「医師の指示書」のコピーをおとりください。
- ② 加入している保険者へ、療養費の申請をしてください。
- ③ 保険者より、「支給状況がわかるもの」を入手してください。
（支給決定に関する通知やはがきなど、支給状況が記載されているもの）
- ④ 上記【申請に必要なもの】と「支給状況がわかるもの」をご用意のうえ市役所へ申請してください。

福祉医療費の返還について

福祉医療制度は、保険診療の一部負担金（他の公費負担制度の利用を除く医療費の自己負担額）を助成する制度です。そのため、以下の場合には福祉医療費を返還していただく必要があります。

- 福祉医療費支給額に対し、保険者から高額療養費・高額介護合算療養費・付加給付が支給された場合
 - ・支給状況がわかる通知等をお持ちください。
- 学校管理下でケガをして受給者証を使用し、日本スポーツ振興センターからスポーツ災害共済給付金が支給された場合
 - ・安中市立学校の受給者分は、最初から福祉医療が支給した分を差し引いてから支給されます。（原則、返還不要です。）
 - ・群馬県内にある安中市外の市立学校の受給者分は、支給を受けた場合には、下記お問い合わせ先までご連絡ください。手続きの有無について確認いたします。
 - ・群馬県内にある県立学校の受給者分は、最初から福祉医療が支給した分を差し引いてから支給されます。（原則、返還は不要ですが、医療費の状況により返還していただく場合があります。）
 - ・群馬県内にある私立学校及び群馬県外にある学校の受給者分は、支給を受けた場合には、支給状況がわかる通知等をお持ちの上、返還の手続きをお願いします。
- その他、返還が必要な場合（転出など受給資格の喪失後に受給者証を使用した場合）
 - ・対象者にはこちらから通知します。こちらからの案内に必ずご協力ください。

【注意】有効期間前に受給資格を喪失する場合があります。

福祉医療制度は資格要件を満たした人に利用していただくサービスです。条件を満たさなくなったときは、受給者証の有効期間経過前に受給資格が喪失となる場合があります。その場合は、ただちに届出し受給者証を返還してください。返還せずに使用した場合や、受給資格が遡及して喪失となった場合には、福祉医療費の返還対象となります。

福祉医療制度からのお願い

この制度は、みなさんの税金でまかなわれています。将来にわたりこの制度を維持していくためにも、制度の仕組みや目的などをご理解のうえ、適正な受診をこころがけるようお願いします。

◎福祉医療制度は他法・他制度の医療費を助成する制度（公費負担制度）を優先しています。

一定の条件を満たす人は、福祉医療制度のほかにも他法・他制度により利用できる下記のような医療費助成制度（公費負担制度）があります。これらの制度を利用することで、市の経費を節減することができます。福祉医療制度の継続的・安定的な運営のために、他の医療制度との併用にご理解とご協力をお願いします。

【他の公費負担制度の一例】

- ・自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療） ・ 特定医療（指定難病） ・ 特定疾病
- ・ 小児慢性特定疾病 ・ 養育医療 など

※これらの制度を利用するためには、それぞれの制度を扱っている機関にて申請手续が必要です。
（診断書が必要な場合、その料金は実費となります。）

重度心身障害者・高齢重度障害者のみなさま

令和5年8月から福祉医療制度に所得の基準が導入されました。

所得の基準額や確認の対象となる人の範囲等については、安中市ホームページなどをご確認いただくか、市役所へお問い合わせください。

次の場合は手続きが必要です。

- 受給資格者本人、配偶者又は扶養義務者の中に所得状況が未申告の人がいる場合
安中市役所 税務課または松井田支所 住民福祉課で所得状況の申告をしてください。
申告をしない場合及び基準額を上回る所得があった場合は、受給資格が喪失となります。また、資格喪失後に所得状況の申告をした場合は、申告後に申請した日以降から有効の受給者証を交付します。
- 受給資格者と同一世帯に転入者がいる場合
転入者の所得額と控除額がわかる証明書または非課税証明書の提出が必要になる場合があります。
必要な手続きをしない場合及び基準額を上回る所得があった場合は、転入した月の翌月1日に受給資格が喪失となります。また、資格喪失後に証明書を提出した場合は、提出後に申請した日以降から有効の受給者証を交付します。
- 住所地特例の適用により安中市外に住所がある場合
毎年、所得額と控除額がわかる証明書または非課税証明書の提出が必要になる場合があります。
必要な手続きをしない場合及び基準額を上回る所得があった場合は、受給資格が喪失となります。また、資格喪失後に証明書を提出した場合は、提出後に申請した日以降から有効の受給者証を交付します。

お問い合わせ先

令和6年12月2日現在

安中市役所 TEL 027-382-1111
本庁： 国保年金課医療年金係 内線 1112
松井田支所： 住民福祉課税務保険係 内線 2160

※ご質問・ご不明な点がございましたら
お気軽にお問い合わせください。